

野田市告示第221号

屋外広告物法第8条第2項の規定により、野田市長が除却し保管した広告物等について、次のように告示する。

令和7年10月16日

野田市長 鈴木 有

1. 保管した広告物等の名称又は種類及び数量

はり札 24枚

2. 保管した広告物等が表示され、又は設置されていた場所及び当該広告物等を除却した日時

別紙のとおり

3. 当該広告物等の保管を始めた日時及び保管の場所

別紙のとおり

4. その他（返還するために必要と認められる事項）

広告物等を返還する旨を申し出る方は、広告物の所有者等であることが分かる書類等を持参して、下記担当までお越しください。

また、返還には規則で定められた受領書（押印したもの）が必要となります。

※ 問合せ先・担当 都市部都市計画課 電話04-7123-1193

第九号様式の二（第十六条第二項）

保管物件一覧簿							
整理番号	保管した広告物等		保管した広告物等が放置されていた場所	除却した年月日時	保管を始めた年月日時	保管の場所	備考
	名称又は種類	数量					
7-9-1	立看板 はり札	— 5	我孫子関宿線～市道2532～2538～1511 ～ふれあい中央橋～結城野田線 古布内～木間ヶ瀬～次木～東宝珠花	令和7年9月2日 午前9時から午後4時	令和7年9月2日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
7-9-2	立看板 はり札	— 1	つくば野田線～我孫子関宿線 目吹～船形～目吹	令和7年9月9日 午前9時から午後4時	令和7年9月9日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
7-9-3	立看板 はり札	— 8	つくば野田線～市道1120～23058～1120 目吹～金杉～蕃昌	令和7年9月9日 午前9時から午後4時	令和7年9月9日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
7-9-4	立看板 はり札	— 3	市道1180～1210号線～1390号線 鶴奉～宮崎～中根～花井～堤根～花井1丁目～山崎	令和7年9月24日 午前9時から午後4時	令和7年9月24日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
7-9-5	立看板 はり札	— 4	松戸野田線～市道1251～みずき2号線 市道52277～1062～1260～松戸野田線 ～1200～1191～1390～33053～1390 今上～みずき～山崎～上花輪～桜台～野田～上花輪 新町	令和7年9月24日 午前9時から午後4時	令和7年9月24日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
7-9-6	立看板 はり札	— 3	野田牛久線～市道43124～野田牛久線～市道1252～1240～1252 中根～宮崎～大殿井～木野崎～二ツ塚～山崎	令和7年9月24日 午前9時から午後4時	令和7年9月24日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	